

2021年度調整力公募に係る意見募集でいただいた意見に対する回答

2021/8/30 関西電力送配電株式会社

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
-	電源 I'	その他	電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札について	-	電源 I' 厳気象対応調整力契約電源等を用いた需給調整市場の入札に関し、入札時の取り扱いやkWh単価の取り扱い、精算方法等についてまとめておりますので、ご確認をお願いします。
1	電源 I'	要綱	第9章2.(2) (関連)第5章1.(5)ロ、ハ	1つの計量単位に複数の揚水発電機が集約されている場合、発電機ごとに複数エリアで電源 I' 契約を結ぶことは可能か。 (例) 発電機A・Bで1BGコードを取得し、1計量単位となっている 発電機A：XエリアTSOと電源 I' 契約 発電機B：YエリアTSOと電源 I' 契約	複数エリアで電源 I' 契約を結ぶことは可能ですが、いただいた意見の前提のみでは判断しかねますので、必要な条件を踏まえて判断させていただきます。
2	電源 I'	要綱	第2章1項7)	応札後、落札案件確定までに辞退を申し出た場合と、落札後に参加辞退が必要になった場合、どちらも退出に伴うペナルティ等は発生しないでしょうか？	ペナルティは発生しませんが、原則辞退のないようにあらかじめ関係者と十分調整のうえ入札していただくようお願いします。
3	電源 I'	要綱	第5章1項4)	1,000kW未満のポジワット需要家をアグリゲーションする場合においても、複数の発電機の集約計量（受電点での計量）を希望する場合については、1,000kW以上の発電設備需要家同様に個別協議という理解でよろしいでしょうか？	入札内容を踏まえ判断させていただきます。
4	電源 I'	要綱	第5章1項4)	「提供期間を通じ、最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料を入札時に提出」とありますが、具体的にどのような資料を求められるのでしょうか？	当該地点のみで、提供期間を通じ最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料を提出願います。
5	電源 I'	要綱	第5章1項6)	ポジアグリ、ネガポジアグリの場合においても、供給電圧は高圧以上の需要家に限られるという理解でしょうか？（低圧は参加対象外でしょうか？）	アグリゲーションに参加できるポジワットはネガポジアグリの場合も含め高圧以上とさせていただきます。
6	電源 I'	要綱	第5章3項2)	「過去、契約電力未達時割り戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出」を求められると記載されているが、具体的にどのような資料を求められるのでしょうか？	過去契約電力未達割戻料金の対象となった原因が、今回の応札案件では発生しない、もしくは発生しないよう対応していること等がわかる資料を提出いただけます。 何ら資料の提出がなされない場合は、応札を無効とする場合があります。
7	電源 I'	要綱	第5章3項2)	「厳気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の手続き」とは、アグリゲーターライセンス制度導入に伴う経産省の認証のことと認識しているが、提供開始初期までに手続きが完了した旨を示すエビデンス提出などが必要でしょうか？	提供期間の開始までに、必要な手続きが完了した旨を示していただくことを予定しております。
8	電源 I'	要綱	第6章1項3)	同一の送配電事業者へ複数の入札書を提出する場合、入札書に捺印した印章の印鑑証明は原本1部とそれ以外はコピーを使用可能でしょうか？	原本はすべての入札に対し1部とし、その他案件にはコピーを添付いただくことで問題ありません。
9	電源 I'	要綱	第7章3項	越境入札について、昨年度は募集容量と、越境入札時に考慮される入札金額補正が定義されていましたが、本年度はEUE評価により越境可否が判断されるため、募集容量と入札金額補正の概念がなくなったという理解でよろしいでしょうか？	2022年度電源 I' 調整力公募においては、当社以外の一般送配電事業者の系統との連系線の制約および、隣接エリアからの容量単価補正はありません。
10	電源 I'	要綱	第8章1項4)	kWh単価の登録を需給調整市場システムより実施するという事ですが、電源 I' 調整力公募のみ参加する場合においても、需給調整市場システムのアカウントを取得し、登録のみ活用するという事でしょうか？	ご認識通りです。具体的な手続き方法等につきましては契約協議の際に案内する予定です。 なお、アカウント取得方法については、当社の2021年度調整力公募のホームページにて案内しております。
11	電源 I'	要綱	第8章1項4)	TSOより上げ指令にもかかわらず、下げ応動となっていた場合の評価につきまして、以下の理解であっておりますでしょうか？ 【kWの考え方】 拠点単位で未達コマ数を評価。ある拠点で下げ応動が発生したとした場合、当該拠点の未達コマ数は1となるが、他の拠点への評価へは影響しない。 例：二つの需要家で構成する札があり、ある需要家は1MWの上げ指令に対し、指令通り1MWの上げ応動を行った。一方で、もう一つの需要家は1MWの下げ応動となってしまった。その場合の札としてのkW評価は、(1MW + (-1MW)) = 0MWとなるのか、(1MW + (0MW)) = 1MWとなるのかを確認したい目的です 【kWhの考え方】 札単位で供出kWhを合算評価。下げ応動が発生した場合はマイナス評価として合算され、札全体でトータルがマイナスとなった場合には、アグリゲーターからTSOへの精算が発生する。	未達判定、kWhの算定はいずれも札単位・30コマ単位で算定を行います。上げ指令にもかかわらず下げ応動となっていた場合、未達コマ1コマとし、下げ応動に応じた料金を属地TSOへお支払いいただけます。
12	電源 I'	要綱	第8章1項11)	実効性テストとの重複について、実効性テスト対象の電源と調整力公募対象の契約電源等が重複する場合に、同日中に実効性テストと電源 I' 発動指令が起こった際は、重複しない契約電源等のみが電源 I' 発動対象となると記載されていますが、この「契約電源等」とは、アグリゲートする「拠点単位」で整理されるという理解でよろしいでしょうか？（例えば、10拠点の負荷設備を1札としてアグリゲートして公募に参加しているうち、4拠点が実効性テスト対象の拠点であった場合、実効性テストと電源 I' 発動指令が同日発生した場合は、電源 I' は6拠点分の契約容量にて発動対応する という意味でよろしいでしょうか？）	当該箇所における契約電源等とは各拠点のことを指します。例の場合では、実効性テストの対象の4地点を除く6拠点に対し、募集要綱第8章1項11) に定める式により算定される量を指令します。
13	電源 I'	要綱	第8章1項11)	実効性テストとの重複について、上記解釈の場合、当該発動期間中に未達時割戻が発生した場合の「基本料金」は、10拠点分の契約容量に基づく基本料金ではなく、6拠点分の契約容量に基づく基本料金にて、6拠点分の未達コマ数が掛け算されて算定されるという事でしょうか？	実効性テストと重複した場合の契約電力未達時割戻料金の算定は標準契約書第16条に基づき算定を行います。

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
14	電源 I'	要綱	第8章1項11)	実効性テストとの重複について、上記解釈の場合、発動回数カウントはどのようになるのでしょうか？（上記の4拠点はこの1回については参加対象外ですが、札単位で見た場合には発動1回分としてカウントされるのでしょうか？）	実効性テスト指令と電源 I' の指令が重複した場合でも1回としてカウントします。
15	電源 I'	要綱	第8章1項11)	実効性テスト発動時のkWh精算は、容量市場のルールに基づいて実施されるという理解でよろしいでしょうか？ 実効性テスト対象拠点：市場投入（相対取引または時間前市場への入札）によりkWh報酬を確保。 電源 I' 対象拠点：属地TSOよりのkWh報酬を受領。	ご認識の通りです。
16	電源 I'	要綱	第9章4項	ポジアグリまたは、同一拠点でネガとポジを合算でアグリゲートする場合について、1拠点当たりの契約容量が1,000kW未満であれば、制限なくアグリゲートしてもいいという事でしょうか？	ご認識の通りです。ただし、同一拠点でのネガポジの供出電力の合算が1000kW未満であることが必要です。
17	電源 I'	その他	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取り扱いについて	調整力公募に参加する発電設備は、単独でバランシンググループ（調整電源バランシンググループ）を設定することが入札条件という事ですが、「調整電源バランシンググループ」として設定するという事であれば、当該BG設定期間中は実績電力量＝発電計画電力量として扱われるという事でよろしいでしょうか？	実績電力量＝発電計画電力量として扱う期間は電源 I' の発動があった期間(30分コマ)のみです。
18	電源 I'	契約書	第2条	発電設備を入札する場合においては、アグリゲーター自身が調整電源バランシンググループを設定し、年間通じて発電計画値の作成・提出が必要なのでしょうか？	必ずしもアグリゲータ自身が調整電源BGを設定していただく必要はありません。既存の発電契約者等と調整いただき、調整電源バランシンググループを設定願います。調整電源バランシンググループを設定した発電契約者にて発電計画値の作成・提出を行っていただけます。
19	電源 I'	要綱	入札書提出様式 様式3	電源 I' 厳気象対応調整力提出様式" 様式3 ※5 "集約する需要家等の需要抑制により生じる供出電力の提供について、以下の該当する番号を選択してください。 a.本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ（他の応札者からの応札なし） b.本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ（他の応札者からの応札なし） 【質問】a.とb.で文面が同じため、区別がつかなくどちらを選択すれば良いのか？	申し訳ありません。修正させていただきます。
20	電源 I'	要綱	第1章 2	（原案）主に10年に1回程度の猛暑・厳寒時等需給ひっ迫時（当社以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含みます。）に… （提案）以下の事象発生時に… 1. 電力利用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。他管区では毎年発動もあり、10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている	募集要綱に「主に10年に1回程度の厳気象時等（以下、省略）」との記載がありますが、これはあくまでも、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するものであるため、募集要綱については、原案通りとさせていただきます。 なお、2022年度以降は広域予備率にもとづき発動判断されることとなるため、それに関する説明資料（広域予備率に基づく電源 I' 発動について）を作成し、当社ホームページにて公表することといたしました。 ただし、具体的な運用方法（部分発動に関する詳細等）は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（広域機関）」にて継続検討中のため、確定次第、説明資料へその内容を反映することといたします。
21	電源 I'	要綱	第2章 1. (14)	（原案）入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合については除きます。 （質問）応札時点で具体的にどのような資料の提出が求められるのか、明確にしていきたい。 （理由）効率よく必要な情報を収集し、入札書を評価していただくため。	応札時点におきましては、募集要綱 第6章 応札方法および提出様式に記載している内容に基づき入札書を提出頂きます。その内容について妥当性を確認させていただき資料を求める場合がありますが、入札案件（入札書の記載内容）により求める資料が異なることから、応札時点で明記することは困難と考えておりますので、その点ご理解いただけますようお願い致します。1例にはなりますが、応札案件において当該設備の重複のおそれがある場合、応札kWの妥当性を確認するための追加資料を求めることがあります。

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
22	電源 I'	要綱	第3章(16)	<p>(提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない(21年度他管区で運用の際、該当地点を包括的な非調整BGから切り離すことによるインパラスなどの理由から、小売りからは拒否された)ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。</p> <p>仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで50MW程度の潜在的な需要家の参加が不可能となる。また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリ」の制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなるようなことがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけでなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf</p> <p>さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧一小売りがポジワット需要家を囲い込むこととなる。(専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しポジワットリソースを獲得することも阻害される)結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのポジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができてしまう。このような観点からも、至急見直されるべきである。</p>	<p>発電設備で参加いただく場合は、託送供給等約款に定めるとおり、原則として単独で調整電源BGを設定していただく必要があります。</p> <p>電源 I'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。</p> <p>※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間メ切間際の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。</p> <p>なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。</p> <p>【参考：第11回ERAB検討会】</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html</p>
23	電源 I'	要綱	第5章3.リ	<p>(提案)入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業に非価格要素評価点をつけていただけないか？また発動理由も明示していただけないか？</p> <p>【理由】同日中の複数回発動および連日の発動に対応できるDRは限られているため。より多くの需要家の賛同を得るためには、理由の開示が必要となるため。</p>	<p>連日の発動は電源 I'公募への参加に必要な満たすべき要件の一つとして求めているものです。また、1日複数回の発動については、応諾いただける範囲で応じていただくことと整理していますので、非価格要素点は加算いたしません。</p>
24	電源 I'	要綱	第5章1.(5)ハ(ロ)	<p>(原案)複数の需要者をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようしていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。</p> <p>(提案)また、供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めることとする。</p> <p>【理由】他の調整力公募への入札にあたり、電源のみが複数入札できることになり、電源とDR間で非対称性が発生するため。</p> <p>【質問】電源について、エリアを跨いだ供出電力の明確な区分が可能と判断されたと推察するが、なぜ複数入札が認められるのか、具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>ご意見いただいた(原案)の規定は電源 I'募集要綱案とは異なる規定となっております。</p> <p>なお、供出電力(kW)が明確に区分できる場合は、複数入札を可能としております。</p> <p>複数入札について、明確な区分が可能であることを提示いただき、当社としてもその内容が妥当であると判断した場合は、可能とすることも考えられます。</p>
25	電源 I'	要綱	第5章(5)	<p>(原案)第5章 募集概要 (5ほかの調整力公募への入札の取扱い(ロ)複数の需要者…認められません。</p> <p>(提案)また、供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めることとできないのか？</p>	<p>No.24と同一</p>
26	電源 I'	要綱	第7章3.〔ステップ2〕	<p>(原案)ただし、加点項目1は、当社が属地TSOとならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから加点評価いたしません。</p> <p>(提案)当社が属地TSOとならない場合でも、非価格要素評価点の対象とするようご検討いただきたい。</p> <p>【理由】広域調達が活発とならず、将来の容量市場における発動指令電源との整合性も低くなってしまいます。</p>	<p>「指令から調整までが1時間未満」については、需給運用の柔軟性の観点から加点するものです。一方、他エリアの電源等は、連系線の設定変更等のため、これを満たせないことから、加点評価を行わないものですので、ご理解いただきますよう、お願い致します。</p>
27	電源 I'	要綱	第8章1.(4)二	<p>(提案)不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。</p> <p>【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということは不合理ではないか？さらに現状、アグリがTSOから不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保していないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須。</p>	<p>調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことから、上げ調整/下げ応動によらず調整電力量として扱います。</p> <p>よって、インバランス算定ではなく、調整電力量の精算として調整力提供事業者と精算を行います。上記の前提に基づきネガワット調整金契約等の協議を行ってください。</p>
28	電源 I'	要綱	第8章1.(11)イ(ロ)	<p>(原案)第8章 契約条件 (11)ペナルティ イ(ロ) 契約電力未達時割戻料金の算定式 に関して</p> <p>(提案)容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1としていただけないか？</p>	<p>確保容量の考え方等を含め、容量市場と同じ仕組みではなく、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。</p>

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
29	電源Ⅰ'	要綱	第8章1.(11)ロ(ハ)	<p>(原案) 第8章 契約条件 (11)ペナルティ ロ (ハ) 停止割戻料金 (提案) 停止割戻申請をし割戻料金を控除されているにもかかわらず(発動対応できないことは明確)、発動時に未達ペナルティを取ることは、2重取りではないのか? 停止割戻料金を払うなら、未達ペナルティを徴収しないか、停止割戻申請自体を削除としていただきたい。</p>	<p>標準契約書第17条に基づき、停止割戻料金は、乙の指令に備えた待機をすることができない日数(前条による契約電力未達時割戻料金を適用した日を除く)により算定を行うことから、二重取りになることはありません。 電源Ⅰ'は特に供給力が不足する断面で発動される調整力であるため、電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供時間中の停止は原則不可であり、停止かどうかに関わらず、契約電力未達時割戻料金の算定対象となります。なお、万一の設備故障等の際にはすみやかにご連絡いただくこととしております。 以上の前提において、指令の有無に関わらず発生する停止割戻料金が存在すると、停止連絡を躊躇うことに繋がるおそれもありますので、停止割戻料金は廃止させていただきます。</p>
30	電源Ⅰ'	要綱	第9章3	<p>(原案) 第9章 その他 3 調整電源BG設定について (2) 部分買取の発電場所の調整電源BG設定について (提案) 単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない(21年度他管区で運用の際、該当地点を包括的な非調整BGから切り離すことによるインバラスクなどの理由から、小売りからは拒否された) ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法: 地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。 仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで50MW程度の潜在的な需要家の参加が不可能となる。また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリ制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなることがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけでなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧一小売りがポジワット需要家を囲い込むこととなる。(専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しポジワットリソースを獲得することも阻害される) 結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのポジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができてしまう。このような観点からも、至急見直されるべきである。</p>	No.22と同一
31	電源Ⅰ'	契約書	全般	<p>【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例: kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けずに一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等 【理由】 関係者全ての業務効率化のため</p>	<p>貴重なご意見として承ります。契約時に協議させていただきます。</p>

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
32	電源 I'	その他	"逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定法に関する取り扱いについて" P4 以下	<p>(原案) 第9章 その他 3 調整電源BG設定について (2) 部分買取の発電場所の調整電源BG設定について (提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない(21年度他管区で運用の際、該当地点を包括的な非調整BGから切り離すことによるインバラスクなどの理由から、小売りからは拒否された) ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。</p> <p>仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで50MW程度の潜在的な需要家の参加が不可能となる。また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリ制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなることがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけではなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf</p> <p>さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧一小売りがポジワット需要家を囲い込むこととなる。(専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しポジワットリソースを獲得することも阻害される) 結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのポジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができてしまう。このような観点からも、至急見直されるべきである。</p>	No.22と同一
33	電源 I b	その他	全般 その他	<p>2020年度における、電源I-b発動回数及び日時をご教示いただきたい。</p> <p>【理由】 各資料を確認したものの、上記内容が記載されたものを見つけられなかったため。参加検討において年間発動回数の想定を行いたい為。</p>	契約を締結している特定の事業者の調整力電源の燃料の活用状況や単価などを推測できる可能性があるため、現状、各調整力の活用状況に関する公表は考えておりません。募集要綱 第5章3(1)運用要件を踏まえてご検討いただきますよう、お願い致します。
34	電源 I b	要綱	第5章 (5)	<p>他の調整力公募へ応札する場合、供出する設備が同一ならばすべて同じ契約kWへ統一する必要があるのでしょうか。</p> <p>【理由】 同じ供出設備であっても、募集条件により供出できる容量が異なる可能性があるため。</p>	全て同じ契約kWへ統一する必要はありません。詳細は、募集要綱第5章 (5) 他の調整力募集への入札の取扱いをご確認ください。
35	電源 I b	要綱	第5章 (5)	<p>(原案) 電源I-bおよび電源 I'へDRで応札する場合、各調整力の募集に重複しない容量を基に入札(複数入札)をすることは可能か。この場合、供出設備はそれぞれ別のものを使用することとします。</p> <p>【理由】 記載上は可能だと認識しているが、その場合のベースラインの在り方についてどういった整理となるかわからなかったため。</p>	<p>複数入札について、明確な区分が可能であることを提示いただき、当社としてもその内容が妥当であると判断した場合は、可能とすることも考えられます。</p> <p>その場合のベースラインにつきましては協議にて決定させていただきます。</p> <p>なお、複数の需要家をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家が完全に一致する必要があります。</p>
36	電源 I'	要綱	第8章1.(11)イ(ホ)	<p>・実効性テストと電源 I'が重複した場合の発動指令と精算の扱いについて、公募要綱において、「実効性テスト実施時指令値」に読み替えると示されている。中部エリアの電源 I'公募要綱HPでは「発動指令電源と電源 I' 契約電源等が重複する場合の取扱いについて」と関連資料にて発動指令と精算の扱いについて示されているが、関西エリアにおいてはどうか。また、仮に中部エリアと同様の考え方とした場合には、リソース毎に指令値に対する発動幅が異なることを踏まえると、指令値について按分にて算定した「実効性テスト実施時指令値」を用いるのではなく、事前に協議を行うことは可能か。また、上記の考え方は全国大で統一されているかどうか。</p>	<p>募集要綱に記載の方法を基本としますが、ご要望があれば、契約協議の際に個別に協議させていただきます。</p> <p>なお、この考えは全国大で統一しております。</p>
37	電源 I'	要綱	第8章1.(11)イ(ホ)	同日内で、実効性テスト後に、別時間帯で電源 I' を発動する場合、実効性テスト分の指令値の補正は行われるか。	同日内で、実効性テストを発動した後、電源 I' を発動する際は、実効性テストと重複しないリソースに対して実効性テスト実施時指令値により指令します(重複するリソースへの指令は行いません)。また、電源 I' 発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行いません。
38	電源 I'	要綱	第8章1.(11)イ(ホ)	「実効性テスト実施時指令値」は発動時間帯の重複時間数を問わず、電源 I' 発動時間帯(3時間・6コマ) 全てに適用されるとの認識でよいか。	ご認識の通りです。
39	電源 I'	要綱	第8章1.(11)イ(ホ)	電源 I' 契約上は1日の複数回発動とはならないが、お客さまにとっては、1日のうち発動指令電源の実効性テストと電源 I' の複数回発動となる可能性があるため、(緊急性の低い実効性テストを別日に変更する等) 何らかの配慮を検討いただけないか。	No.37と同一

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
40	電源 I'	要綱	第8章1.(11)イ(ホ)	<p>4 8 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、電源 I' の広域予備率発動について議論されており、以下のとおり記載されている。</p> <p>「なお、2020年度以降の電源 I' の調達量は3%程度に増加しており、2020・2021年度の運用状況を踏まえ、全電源 I' の全エリアの全量発動ではなく、部分発動（各エリア半量ずつ発動など）することについても引き続き検討することとしてはどうか。」</p> <p>現時点においては、具体的な発動方法が決まっていないものと認識しているが、電源 I' のリソースを確保するにあたってのお客さま説明等にも必要となる事項であるため、具体的な扱いを早期に決定し募集要綱等で明示いただきたい。</p> <p>また、実運用において、お客さま説明等にも必要となる事項であるため、発動理由（どのエリア起因で発動等）について、発動時は早急な情報提供をお願いしたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、広域予備率発動に関する説明資料を作成し、当社ホームページにて公表することいたしました。</p> <p>ただし、ご記載いただいた部分発動に関する詳細は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（広域機関）」にて継続検討中のため、確定次第、説明資料へその内容を反映することいたします。</p>
41	電源 I'	要綱	第8章1.(11)ロ	<p>東京エリアの電源 I' 要綱については、停止割戻料金は削除の方向で検討中とあるが、関西エリアでは削除について検討はしているのか。エリア間で内容が違うがよいか。</p>	No.29と同一